



週20時間未満に勤務時間が減っても 退職後に失業保険を申請できる？

Q

来月退職するパートタイマーに、退職後に失業保険を申請できるか相談されました。
この方は5年前に入社したときは週5日、1日5時間勤務だったのですが、2年前から家庭の事情で出勤日が減り、週3日しか勤務していません。ずっと週20時間未満の勤務という状態ですが、失業保険を申請できますか？



A

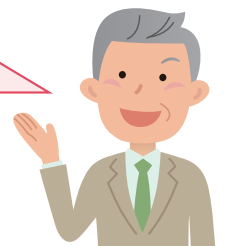


はい、条件をクリアしていれば申請できる可能性があります。

確かに雇用保険に加入するときは「週20時間以上」という条件がありますが、失業保険を申請するときは条件が違います。

離職の日以前2年間に被保険者期間が12か月以上あれば、失業保険は支給されます。

退職の時点で週20時間以上勤務している必要はなく、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上あれば1か月として計算します。したがって、11日以上勤務・年次有給休暇の取得等をした月が直近2年間のうち12か月以上あれば、失業保険は申請できます。



事例

2019年8月1日入社(1日5時間・週5日勤務)

2022年8月1日から1日5時間・週3日勤務に変更

2024年7月31日に退職する場合

直近2年間で、出勤(+有給取得等)日数が11以上の月が

①合計12か月以上ある→失業保険申請**可**

②合計12か月未満しかない→失業保険申請**不可**

ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。